

## 菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、菊川市結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻を機に新たに菊川市内に住宅を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅に係る購入費、賃料（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した費用をいう。以下同じ。）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫婦の一方が、同居することを予定して賃借した住宅に婚姻届提出日前から居住していた場合は、同居を開始する前に要した当該住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を除く。
- (3) 引越費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に前号の住宅に引越（市内転居及び市外からの転入をいう。以下同じ。）をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に第2号の住宅のリフォームをする際に要した費用のうち、婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イに規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）を合算した額。以下同じ。）から同年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が400万円未満であること。ただし、新婚世帯に婚姻を機に離職をし、申請時において無職の者がいる場合は、その者の合計所得金額を0円とみなして新婚世帯の所得を算出するものとする。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに前条第2号の住宅に住所を有していること。
- (4) 過去に国の結婚新生活支援事業による交付金に基づく補助金の交付を受けている世帯でないこと。

帯でないこと。(他の地方自治体での補助事業を含む。)

(5) 他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、婚姻日における夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下の場合には1世帯当たり60万円、30歳以上39歳以下の場合には1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)

(3) 夫及び妻の申請の時点で発行される直近の課税(所得)証明書

(4) 住宅の売買契約書及び領収書の写し(住宅を購入した場合に限る。)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書(様式第2号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。)

(8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(9) 引越に係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(10) リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(11) 離職票の写し(離職又は転職をした場合に限る。)

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び実績報告は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定及び確定し、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等の取消しの通知)

第8条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定等を取り消した場合は、その旨を菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定等取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第9条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金返還請求書(様式第6号)により当該補助金の返還請求をするものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。